

令和7年度栗東市低所得者支援及び 定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

令和6年度、物価高への対策として、政府が実施した「定額減税」は納税者本人とその配偶者や扶養親族一人につき4万円を納税すべき金額から減税する仕組みで、納税額から引ききれない人には、その差額（見込金額）を「調整給付金（当初調整給付）」として支給しました。

今回、令和6年の所得税が確定したことを踏まえ、支給されるべき調整給付金を再度計算した結果、当初調整給付に不足のあった人に追加で支給を行います。ⅠとⅡの2パターンあります。

不足額給付Ⅰ（当初調整給付額に不足が生じた人）

給付対象（令和7年度の住民税が栗東市で課税されており、以下の要件を満たす人）

令和6年度の当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた人 ⇒ **差額を1万円単位に切り上げて支給します。**

対象となる人の例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した人
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加した人
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少した人

イメージ

不足額給付時
調整給付所要額
(令和7年)
A

—

当初給付時
調整給付所要額
(令和6年)
B

=

調整給付金
不足額給付額
(令和7年)
C

手続き方法

「支給のお知らせ」が届いた場合

原則、手続き不要です。

- 手続き不要で、記載の口座にお振り込みします。
- 振込日は令和7年9月上旬頃を予定しています。

※口座変更や受給辞退等の場合のみ、令和7年8月25日（月）必着で「支給のお知らせ」にしたがって手続きしてください。

※手続き不要の人が多数であると考え、返信用封筒は同封しておりませんので、ご了承ください。

「確認書」が届いた場合

受給には、返送が必要です。

- 確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類と口座確認書類等を添付してご返送ください。
- 審査の上、市が確認書を受理した日から概ね4週間後に振込します。

申請期限：令和7年10月31日（金）必着

以下、手続きが必要な場合があります。（詳細は市HPへ）

※転入などにより、令和6年度課税自治体と令和7年度課税自治体が異なる人（申請により対象となる場合があります。）

※対象者がお亡くなりになられた場合（案内が届いていても対象外となる場合があります。）

不足額給付Ⅱは裏面へ

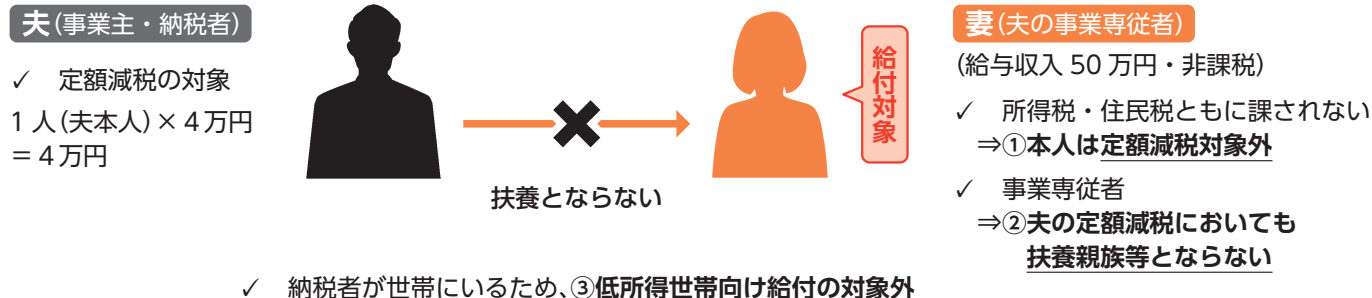
不足額給付Ⅱ（定額減税、低所得世帯向け給付金とも対象とならなかった人）

給付対象（令和 7 年 1 月 1 日時点で栗東市に住民登録があり、以下の全ての要件を満たす人）

- ① 所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（定額減税対象外）
- ② 青色事業専従者・事業専従者（白色）、合計所得 48 万円超の人（税制度「扶養親族」対象外）
- ③ 低所得世帯向け給付対象外の世帯主・世帯員 ⇒ **原則 4 万円（定額）を支給します。**

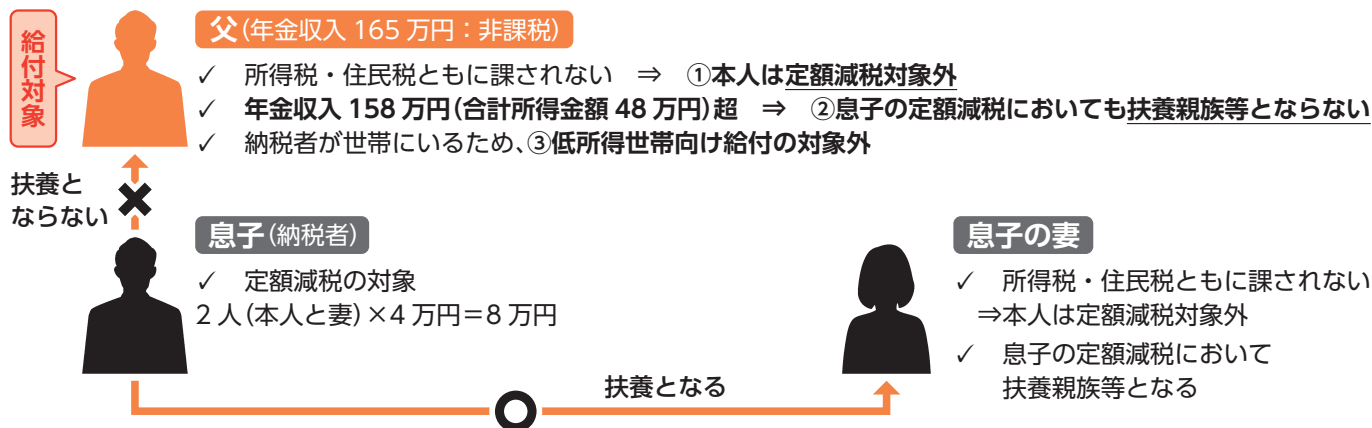
対象となる人の例 ケース 1

夫（個人事業主）・妻（事業専従者）の世帯



対象となる人の例 ケース 2

父・息子（納税者）・息子の妻の世帯



手続き方法

届いた申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して返送してください。

申請期限：令和 7 年 10 月 31 日（金）必着

※ 令和 6 年中に転入した人など、案内が届かなくても申請により対象となる場合があります。（詳細は市 HP へ）



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や警察署、警察相談専用電話（# 9110）にご連絡ください。

お問い合わせ先



栗東市 社会福祉課「重点支援給付金」窓口

受付時間 平日 8:30~17:00

TEL: 077-551-0285 FAX: 077-553-3678

E-mail: shakai@city.ritto.lg.jp

詳細は市 HP へ▶

